

# 生け垣や樹木の適切な管理をしましょう

生け垣や樹木が宅地・山林などから道路にはみ出すと、道幅が狭くなり、通行の妨げになります。また、カーブミラーや道路標識が見えなくなるなど大変危険です。

枝のはみ出し・折れ木・落ち枝などが原因で事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることもあります。枝切りや山林樹木の伐採などを定期的にお願います。

## 作業時の注意

- ・電線がある場所での伐採作業は危険です。事前に東京電力やNTTに連絡してください。
- ・交通車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。



## 問合せ

建設課 管理都市計画担当  
☎62・1463

6月1日は人権擁護委員の日です

## みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権思想を広め、人権を尊重する社会の実現に向けて、常に積極的な相談・啓発活動を行っています。

相談は、年6回(偶数月に実施)広報でご案内しています。

人権擁護委員(敬称略)

氏名	電話
田島 伸一	65-0021
金子 理恵子	62-4727
山口 三千代	62-0606
新井 義虎	62-4048
齋藤 武義	62-1133

問合せ 総務課 行政担当 ☎62-1231

## 障害者相談員の紹介

平成28年～29年度の身体障害者相談員・知的障害者相談員それぞれ1人を委嘱しました。

相談員は、障害者支援に深い理解を持ち、障害のあるかたからの相談に応じ、町などの関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

### 身体障害者相談員

吉岡 貞良氏 ☎62-1290

### 知的障害者相談員

根岸 光廣氏 ☎62-1026



問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 農振農用地区域除外申し出の受付

農業振興地域内の農用地区域除外申し出を受け付けます。

なお、次の要件をすべて満たしていない場合、除外が認められません。

1. 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること
2. 農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障をおよぼすおそれがないこと
3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積におよぼすおそれがないこと
4. 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがないこと
5. 土地改良事業等を行った区域内の土地に該当する場合は、事業実施後8年を経過している土地であること

受付期間 7月1日(金)～15日(金)

問合せ 農業委員会 (産業観光課内) ☎62-1462